

広報
よしか

お知らせ版

令和7年
10月号

P 2

吉賀町長選挙及び吉賀町議会議員一般選挙

P 6

国勢調査2025

P 8

定額減税不足額給付について

萩・石見空港 下期ダイヤ

中秋の名月を愛でる会

P 9

第21回吉賀町駅伝大会参加チーム募集！

ミャンマー戦没者慰霊巡拝の実施について

令和8年度コミュニティ助成事業の募集について

P 11

新型コロナウイルスの助成制度

インフルエンザの助成制度

P 18

いらなくなった育児・子ども用品を募集します



吉賀町選挙管理委員 選挙だより

吉賀町長選挙 吉賀町議会議員一般選挙

▼自覚ある一票を▲

十月十九日（日）に「吉賀町長選挙」と「吉賀町議会議員一般選挙」が行われます。

あなたの尊い一票が、今後の町政の方向と将来をきめますので候補者の政見や政策をよく見極め、わたしたちの代表にふさわしい人を選びましょう。

投票用紙は二種類 間違えないように

投票用紙を取り違えたり、書き方を間違えたりすると、無効になりますので注意してください。

●町長選挙投票用紙

（白色の紙に黒色刷り）

書き方―候補者の氏名を書きます。

●町議一般選挙投票用紙

（薄黄色の紙に黒色刷り）

書き方―候補者の氏名を書きます。

告示日

令和七年十月十四日（火）

立候補届出期間

令和七年十月十四日（火）
午前八時三十分から午後五時まで。

投票できる人は

●投票日（十月十九日）において
十八歳以上の人
（平成十九年十月二十日以前に
生まれた人）

●十月十三日現在で、3ヶ月以上
居住している人

（令和七年七月十三日以前に

住民票が作られている人）

●なお、前記の要件に当てはまっても、公民権を停止されている人は、投票できません。

投票時間

午前七時から午後六時まで。
ただし、次の投票所は午後五時まで
としますのでご注意ください。

第十一投票区（金山谷地区集会所）

第十九投票区（椋谷集会所）

第二十投票区（黒淵集会所）

第二十二投票区（大井谷集会所）

第二十五投票区（上木部集会所）

※投票所入場券に、投票所及び投票時間が記載されておりますのでご確認ください。

大切な一票を

無駄にしないように

投票日に仕事や旅行、買い物などで投票にいけない予定の人は期日前投票をしましょう。

●期間

十月十五日（水）から

十月十八日（土）まで

●時間

午前八時三十分から午後八時まで

●場所

吉賀町役場本庁舎

吉賀町ふれあい会館

※どちらの会場でも投票することが可能です。

期日前投票とは？

選挙の当日次に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当すると見込まれる

人が行うもので、投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みです。

期日前投票ができる人は、次のとおりです。

（一号事由）

区域を問わず、職務若しくは業務又は結婚式の当事者、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらに類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務に従事すること。

（二号事由）

一号事由以外の用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。

（三号事由）

選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がいもしくは産褥にあるため歩行が著しく困難であること。

（四号事由）

選挙人が交通至難の島、その他の地で総務省令で定める地域に居住していることまたは、その地域に滞在をすること。

（五号事由）

その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

（六号事由）

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

期日前投票のしかた

前記の事由に該当する人で事前に期日前投票をしようとする場合は、投票所入場券の裏面に記載してある、『宣誓書』に記入し、期日前投票所の受付へ提出し、投票用紙を受け、記載のうえ直接投票箱に入れてください。

不在者投票の対象者

①期日前投票日当日十八歳に到達していない人で十月十九日までに十八歳に到達する人は、従来の不在者投票をすることができません。

②町外に滞在の人は直接又は郵便で、不在者投票をしたい旨を宣誓して、不在者投票用封筒及び投票用紙を請求してください。

吉賀町選挙管理委員会は、これを受け付けて不在者投票証明書と不在者投票用封筒、投票用紙を本人あてに送ります。

これを受け取った人は、不在者投票証明書の封筒を開けずに全部を持って、滞在中の市町村の選挙管理委員会に行き、不在者投票証明書を封のまま提出して、市町村選挙管理委員会の指示に従って投票します。

投票は、その市町村選挙管理委員会から吉賀町選挙管理委員会あてに送付

されます。

③病院などに入院中の人は、その病院などが不在者投票施設として指定されている場合は、その病院長等が不在者投票管理者となつて投票用紙などを代理で請求し、病院で不在者投票をして吉賀町選挙管理委員会に送付されます。

なお、指定病院等でない場合は本人が直接請求して、②と同じように病院のある市町村の選挙管理委員会へ行って投票することになります。

重度障がい者等のための郵便による不在者投票

重度の身体障がい者等のために、自宅で投票ができる「郵便による不在者投票」という制度があります。

▼対象となる人

○身体障がい者手帳（または戦傷病者手帳）を持ち、両下肢、体幹、移動機能障がいで一〜二級の人または、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能の障がいで一〜三級の障がいの人。

○介護保険被保険者証に要介護5として記載されている人。

▼投票

この制度の適用を受けるために、まず選挙管理委員会へ手帳または介護保険被保険者証を添えて「郵便投票証明書」をもらう手続きをしましょう。

また投票用紙の請求は、郵便投票証明書を添えて選挙管理委員会へ提出します。ここで大切なことは、投票日前四日（今回の選挙では十月十五日）までに請求することとされていますのでご注意ください。

請求手続きが済むと、投票用紙等が選挙管理委員会から郵便で送られます。

投票用紙と投票用封筒が郵送されてきたら、自宅で投票用紙に「候補者の氏名」を書いてください。本人が書いた投票でないが無効になります。（代理記載制度の対象者を除く。）

そして必ず郵便によって投票日まで、選挙管理委員会へ必着するように送付してください。

詳しいことは、選挙管理委員会へお問い合わせください

選挙公報の発行と配布方法について

○選挙公報は、候補者の氏名、所属政党、政見などを掲載したもので、選挙管理委員会が発行・配布しています。

掲載される原稿は各候補者が作成し、告示日の立候補届け出受付の際に選挙管理委員会へ提出されます。

選挙管理委員会では、午後5時に立候補届け出が締め切られると、直ちに選挙公報の掲載順序を決めるくじを行います。そのくじ結果に基づいて、候補者から提出された原稿を並び替えし、印刷会社で写真製版という方法により各原稿をそのまま製版・印刷します。

このように、選挙公報の作成は、告示日から始まるため、翌日から始まる期日前投票の初めの期間には、どうしても印刷が間に合いませんので、ご理解をお願いいたします。

○これまで吉賀町選挙管理委員会では、各世帯主宛に郵送で配布をしていましたが、令和3年から、郵送にかかると日数が繰り下がったことにより、告示日から投票日までの日数が短い町長・町議会議員選挙では、投票日まで届けることができなくなりました。つきましては、今回の選挙では、各地区の自治委員の皆さんを通じて配布を行います。

また、各公民館と役場本庁舎および分庁舎でも設置・配布を行いますので、必要な方は取りにお越しください。

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄付を
贈らない！

有権者は政治家に寄付を
求めない！

政治家から有権者への寄付は
受け取らない！

寄附の禁止 政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、選挙や政治の腐敗を防止するために。

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

政治家からの寄付禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

後援団体からの寄付禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄付同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」の例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

政治家の関係会社などからの寄付禁止

政治家が役職員、構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄付同様に禁止されています。

その他の寄付制限

政治家への寄付についても、国や地方公共団体と請負などの関係にある者の寄付の制限、政治資金規正法による制限などがあります。

（総務省ホームページ 抜粋）

投票所及び投票時間一覧

次のとおり「吉賀町長選挙」と「吉賀町議会議員一般選挙」が行われます。

私たちの生活のあり方、この町のあり方を決めるのは、私たち自身です。主権者としての自覚と誇りを持って、みんなで投票に行きましょう。

投票日：令和7年10月19日（日）

投票所名	【施設名】	投票時間
第1投票所	【吉賀町役場本庁舎】	午前7時～午後6時
第2投票所	【立河内地区集会所】	
第3投票所	【幸地地区集会所】	
第4投票所	【吉賀町商工会館】	
第5投票所	【仲の原地区集会所】	
第6投票所	【朝倉公民館】	
第7投票所	【なつめの里交流館】	
第8投票所	【九郎原地区集会所】	
第9投票所	【蔵木公民館】	
第10投票所	【初見新田地区集会所】	
第11投票所	【金山谷地区集会所】	午前7時～午後5時
第12投票所	【七日市公民館】	午前7時～午後6時
第13投票所	【抜月地区集会所】	
第14投票所	【七村地区集会所】	
第15投票所	【下高尻地区集会所】	
第16投票所	【上野原生活改善センター】	
第17投票所	【吉賀町ふれあい会館】	
第18投票所	【福川自治会館】	午前7時～午後5時
第19投票所	【椋谷集会所】	
第20投票所	【黒淵集会所】	午前7時～午後5時
第21投票所	【白谷自治会館】	午前7時～午後6時
第22投票所	【大井谷集会所】	午前7時～午後5時
第23投票所	【下須自治会館】	午前7時～午後6時
第24投票所	【木部谷・大野原自治会館】	
第25投票所	【上木部集会所】	午前7時～午後5時

【期日前投票所】 ●吉賀町役場本庁舎 ●吉賀町ふれあい会館

➡ どちらの期日前投票所でも投票が可能です。

【開票所】 場所：吉賀町六日市648番地 吉賀町民六日市体育館



国勢調査2025

国勢調査は5年に一度行われる日本に住むすべての人と世帯を対象とした最も重要な国の統計調査です。
1920（大正9）年から行われており2025年（令和7年）調査は22回目に当たります。
9月20日から調査員が各世帯を訪問し調査書類を配布しますので、調査の回答へのご協力をお願いします。

◇調査の概要

【期 日】令和7年10月1日現在

【対 象】日本に住むすべての人と世帯（外国人の方も含む）

【調査事項】

＜世帯員について＞氏名、男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状況、就業地又は通学地など
＜世 帯について＞世帯員の数、住居の種類など

◇調査の流れ

調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。

世帯は、次の①～③のいずれかの方法により回答していただきます。

①インターネット

調査票と一緒に配布されるリーフレットをご参照のうえ、パソコンやスマートフォンから回答してください。

※回答は24時間いつでもできます。

※インターネットで回答いただいた世帯は、紙の調査票の提出は不要です。

【回答期間】9月20日（土）～10月8日（水）

②郵送

紙の調査票に記入し、調査書類に同封してある専用の封筒に入れてポストに投函してください。

【回答期間】10月1日（水）～10月8日（水）

③調査員による回収

記入した紙の調査票を調査員が回収に伺います。

希望される方は、調査票配布時に調査員へその旨を伝えてください。

【回答期間】10月1日（水）～10月8日（水）

◇国勢調査Q&A

Q. 調査結果はどのようなことに役立っているの？

Answer

国勢調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されています。また、男女・年齢別の人口、昼間人口、世帯構成（高齢者のいる世帯など）、産業別の人口などといった基本的な調査結果は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめ、あらゆる施策の基礎データとして利用されています。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

Q. 行政資料（住民基本台帳やマイナンバーなど）で把握できないの？

Answer

地域の行政を適切に進めるには、その地域に実際に住んでいる人の状況に基づいて行う必要があるため、一定時点ですべての人口・世帯を調査する国勢調査の結果が利用されています。例えば、災害時の対策などを想定する際には、その区域に実際に居住している人や通勤・通学する人たちの数を正確に把握することが必要です。このような観点から、生活実態に即した行政運営の基準となる統計としては、住民基本台帳よりも国勢調査のデータのほうが適していると言えます。

Q. どうしても国勢調査に答えなければいけないの？

Answer

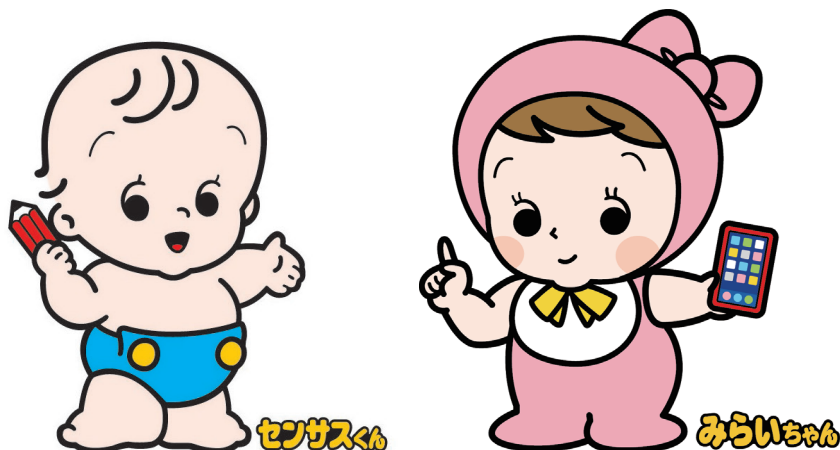
国勢調査の調査項目は、我が国の人口・世帯の実態を把握するために必要不可欠なものであり、そのため、統計法によって、調査対象者に回答していただく義務（報告義務）を課して行っているものです（統計法第13条）。また、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則も規定されています（統計法第61条第1号）。

統計法では、このように報告義務を定める一方、調査に従事するすべての者に対して、調査で知り得た秘密を保護する義務や調査票の取扱いについて厳格な規定が設けられており、これらに違反した者に対する罰則も設けられています。

国勢調査は大変重要な調査であるとともに、統計法によって調査票の記入内容が厳重に保護され、国や地方公共団体においても適正に管理されていますので、安心してご回答ください。

◇問い合わせ

国勢調査に関してご不明な点がございましたら、役場企画課（☎77-1437）までお問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

定額減税不足額給付について

【対象者】

令和7年1月1日に吉賀町に住民登録がある方のうち、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」のどちらかに該当する方。

※令和7年1月2日以降に亡くなられた方は対象外です。

※対象者の方の給付金額は個別に異なります。

【不足額給付Ⅰ】

令和5年分の所得を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定した令和6年度定額減税調整給付金に不足が生じている方。

例）令和6年分確定所得税額が令和6年分推計所得税額よりも少ない方で不足が生じている方。

令和6年中に出生などにより扶養親族が増えた方で不足が生じている方。

【不足額給付Ⅱ】

以下の要件をすべて満たす方

- ・令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円の方。
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう
（青色事業専従者または事業専従者・合計所得が48万円超である方）。
- ・令和5年度の住民税非課税世帯給付金（7万円）または均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の世帯主または世帯員に該当していない方。
- ・令和6年度新たな住民税非課税世帯均等割課税世帯給付金（10万円）の世帯主または世帯員に該当していない方。

【確認方法】

対象者に順次必要書類を送付します。不足額給付Ⅰの方については、原則、返送の必要はありません。不足額給付Ⅱの方は返送の必要があります。

【問合せ先】 税務住民課（給付金係） ☎77-1113

萩・石見空港 下期ダイヤ

萩・石見空港－東京（羽田）線の、下期のダイヤ等について発表がありましたので、お知らせします。

なお、現時点では予定のため、変更される場合もありますので、実際にご利用される場合は、ご確認をお願いいたします。

東京（羽田） → 萩・石見		萩・石見 → 東京（羽田）	
便名	ダイヤ	便名	ダイヤ
725	8時55分 → 10時30分	726	11時15分 → 12時45分
727	15時55分 → 17時30分	728	18時10分 → 19時45分

※上期とは、若干の時間変更があります。

イベント

中秋の名月を愛でる会

七日市公民館では、ソプラノ歌手・須藤静香さんをお迎えし、1時間のミニコンサートを開催します。
当日は、お月見まんじゅう、コーヒー・まめ茶（K O J I K A B A S E）もご用意（数量限定）。
どうぞ肩の力を抜いて、音楽と語らいのひとときをお楽しみください。

【日 時】 10月3日（金）18時～19時

【会 場】 七日市公民館 集会室

【参加費】 無料

【定 員】 50名（先着順）

【出 演】 ソプラノ歌手 須藤静香さん（ピアニスト：須藤貴子さん）

【申込み】 七日市公民館 ☎78-1134

募集

第21回吉賀町駅伝大会参加チーム募集！

【日 時】 令和7年10月26日（日） 10時スタート

【参加資格】 監督1名、選手6人、捕員2人以内で編成するチーム。
（小学生以上に限る。監督兼選手可。）

【参 加 料】 無料

【申込方法】 10月3日（金）までに申込書を提出してください。
申込書は教育委員会にあります。
ご連絡いただければお送りします。

【申 込 先】 吉賀町教育委員会 担当：山本
T E L : 77-1285
M a i l : syakyo@town.yoshika.lg.jp

区間

旧蔵木中学校グラウンド

↓ 2.8km（1区）

三宮神社前

↓ 2.9km（2区）

六日市駅前

↓ 3.4km（3区）

桜 乃 前

↓ 2.5km（4区）

注連川住宅前

↓ 2.1km（5区）

朝倉公民館前

↓ 3.0km（6区）

吉賀中学校前

ミャンマー戦没者慰霊巡拝の実施について

標記慰霊巡拝が以下のとおり実施されます。参加を希望される場合は税務住民課までお問合せください。

【時期】 令和8年3月2日（月）～3月7日（土）6日間

【人員】 15名

【対象】 国庫補助対象は戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、
戦没者の孫、戦没者の甥・姪

【締切】 10月10日（金）

令和8年度コミュニティ助成事業の募集について

【募集事業】

①一般コミュニティ助成事業

②コミュニティセンター助成事業

③青少年健全育成助成事業

④地域づくり助成事業

【申請期限】 10月8日（水）17時まで

【問合せ先】 企画課 ☎77-1437

子どもとお母さんの健康

妊婦・乳幼児健康相談

- 【日時・会場】 10月14日（火） かきのき保育所 10時～11時30分
 10月28日（火） 吉賀町保健センター 10時～11時30分
 【問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-1165 / 柿木地域振興室 ☎79-2211

きらきら広場

- 【日時・会場】 10月22日（水） 10時～11時30分 吉賀町保健センター
 【対象児】 製作遊びや集団遊びをします。
 【問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-1165
 ※予約制です。10月17日（金）までに申し込みをお願いします。

乳児健診

- 【日時・会場】 10月28日（火） 午後 吉賀町保健センター
 【対象児】 3～5ヶ月（令和7年5月～6月生）
 9～11ヶ月（令和6年11月～12月生）
 【問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-1165

大人の健康

子宮頸がん検診

- 受診を希望される方は、医療機関へ直接予約して受診してください。
 【実施医療機関】 益田地域医療センター医師会病院 ☎0856-22-3611
 山根病院三隅分院 ☎0855-32-4343
 【対象者】 吉賀町に住所を有する20歳以上の女性
 【実施期間】 令和8年3月31日まで
 【検査内容】 細胞診、HPVウイルス検査（希望者のみ実施）

対象者		自己負担金	
		細胞診	HPV検査 (細胞診受診者で希望者)
20～49才、生活保護者		0円	0円
50才以上	町国保加入者、 後期高齢者医療保険加入者	400円	1,200円
	町国保加入者以外	1,200円	

障がい者就労相談会 ※要予約

- 【日時・会場】 10月16日（木） 吉賀町保健センター
 【予約先】 益田障がい者就労生活支援センター ☎0856-23-7218
 ご希望の方は、10月10日（金）までにお申し込みください。

新型コロナウイルスの助成制度

- 【対 象】 町内に住所を有している方で接種日当日に65歳以上の方
 または60～64歳の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が
 極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障
 害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方
- 【個人負担】 5,000円（生活保護世帯は無料）
- 【実施期間】 令和7年10月1日～令和8年3月31日
- 【そ の 他】 接種の予約は各自で直接医療機関に連絡してください。

インフルエンザの助成制度

<高齢者>

- 【対 象】 町内に住所を有している方で接種日当日に65歳以上の方
 または60～64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の回りの日常生活活動が極度
 に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど
 不可能な程度の障がいがある方
- 【個人負担】 1,600円（生活保護世帯は無料）
- 【実施期間】 令和7年10月1日～令和8年3月31日
- 【そ の 他】 接種の予約は各自で直接医療機関に連絡してください。

<子ども>

- 【対 象】 町内に住所を有している方で満18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある方

ワクチンの種類	助成額	備考
皮下注射のワクチン	1回あたり1,500円の助成 (生活保護世帯は全額助成)	13歳未満は年度内2回接種 13歳以上は年度内1回接種
点鼻のワクチン	1回 3,000円 (生活保護世帯は全額助成)	2～18歳が対象 接種は1回

- 【実施期間】 令和7年10月1日～令和8年3月31日
- 【そ の 他】 接種の予約は各自で直接医療機関に連絡してください。

松ヶ丘病院通院送迎バス（3日前までに予約必要）

- 【10月の運行日】 2日（木） 6日（月） 16日（木） 20日（月） 30日（木）
- 【申 込 先】 よしかの里 相談支援事業所 パレット ☎77-1552

行き		帰り	
8時30分 発	六日市庁舎	11時30分 発	病院
8時50分	七日市駅	12時40分	柿木庁舎
9時05分	柿木庁舎	12時50分	七日市駅
10時00分 着	病院	13時00分 着	六日市庁舎

断酒会鹿足例会

- 【日時・会場】 10月22日（水）19時～21時 吉賀町保健センター
- 【申 込 先】 役場保健福祉課

ひきこもり相談 ※要予約

【日 時】 10月21日（火）

【予約先】 よしかの里 相談支援事業所 パレット ☎77-1552

ご希望の方は、10月16日（木）までにお申し込みください。

こころの相談 ※要予約

【日時・会場】 10月27日（月）午後 吉賀町内

【内 容】 松ヶ丘病院医師による相談

ご希望の方は、10月21日（火）までに保健師までお申し込みください。

テニール運動教室

【日時・会場】 10月2日、9日、16日、30日いずれも13時30分～15時 吉賀町福祉センター

【講 師】 小川恵子さん（セントラルスポーツインストラクター、吉賀町食改員）

【会 費】 会員月1,000円、準会員1回500円

【申 込 先】 役場保健福祉課 ☎77-1165 / 柿木地域振興室 ☎79-2211

飲みもの、屋内運動靴、タオル、バスタオルを持参してください。

筋力アップ、運動不足解消に、ぜひご参加ください。

介護予防教室

【問合せ先】 吉賀町地域包括支援センター ☎77-3123 / 役場保健福祉課 ☎77-1165

骨折・転倒予防教室

【日時・会場】 10月10日（金）13時30分～15時 吉賀町福祉センター

【内 容】 家でできる体操の指導など

【持 参 物】 お茶などの飲み物、（お持ちの方は）よしか・元気ノート

動きやすい服装、室内履き持参でお越しください。

からだ爽快教室

【日時・会場】 10月24日（金）13時～14時30分 七日市公民館

【内 容】 シニアヨガなど

【持 参 物】 お茶などの飲み物、室内履き、（お持ちの方は）よしか・元気ノート

ストレッチ教室

日時	会場	送迎予約〆切日
10月 7日（火）10時～11時	柿木公民館	10月 2日（木）
10月14日（火）10時～11時	吉賀町保健センター	10月 9日（木）
10月21日（火）10時～11時	七日市公民館	10月16日（木）

【内 容】 ゴムバンドを使ったストレッチ、トレーニングなど

【持参物】 お茶などの飲み物、ストレッチマットまたは大きめのバスタオル、タオル1枚

いい歯の日

益田鹿足歯科医師会より ご案内

歯科健診 無料

期間
限定

11月4日(火)~11日(火)



対象者

すべての年齢



しばらく歯科受診していない

歯科健診を
受けてみたい

お口の困り事
相談がある

かかりつけ
歯科医がない

お気軽にお電話ください

実施歯科医院

「ご予約お待ちしております」

益
田

大庭歯科医院	23-6222	斉藤歯科医院	22-0379	万葉歯科医院	24-2500
大畑歯科医院	23-2755	さいとう ファミリー歯科	25-1513	美都歯科診療所	52-2544
おむら歯科医院	22-5120	歯科緑ヶ丘 クリニック	24-2266	みゆき歯科	31-2272
かもしま歯科	32-3132	しらがみ歯科 クリニック	31-0202	棕歯科医院	22-2210
こころ歯科	27-0939	澄川歯科医院	52-7118	安村歯科医院	23-7717
ことぶき歯科医院	24-0770	大同歯科医院	23-0167		
さいとう歯科医院	22-1755	匹見歯科診療所	56-0202		
財間歯科医院	72-0038	永田歯科医院	74-0010	こうの歯科医院	78-2033

津
和
野
言
賀

【問い合わせ】 益田鹿足歯科医師会 おむら歯科医院 Tel 22-5120

相談

「法の日」記念司法書士無料法律相談について

10月1日は「法の日」です。

この「法の日」を記念し、島根県司法書士会では、無料法律相談を実施します。

【日 時】 10月19日（日）13時～17時まで ※予約がない場合は、15時終了

【場 所】 匹見タウンホール 小和室（益田市匹見町匹見イ1260）

【予 約】 司法書士総合相談センター ☎0852-60-9211

【問合せ】 島根県司法書士会事務局 ☎0852-24-1402

司法書士無料法律相談について

遺産相続、遺言、不動産売買、名義変更、お金の貸し借り、ローンの返済、裁判、調停、成年後見等高齢者の財産管理、悪質商法など、さまざまな法律相談に応じます。

【電話相談】 ※随時受付 ☎0852-60-9211

【面談相談】 ※完全予約制

【日 時】 10月16日（木）13時～17時まで

【面談場所】 益田市人権センターあすなろ館

【予約方法】 電話相談と同じ連絡先に電話して予約を行ってください。

行政相談所開設について

吉賀町の行政相談委員が、住民の皆様から国の行政などへの意見・要望等を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行います。相談は無料です。お気軽にお越しください。

【日時・会場】 10月10日（金）10時～正午まで 吉賀町福祉センター

特設人権相談所の開設について

【日時・会場】 10月17日（金）9時～12時 柿木公民館

益田人権擁護委員協議会／松江地方法務局益田支局 ☎0856-22-0429

労働相談会を開催します

「パワハラ」「突然の解雇」「残業代が支払われない」「勤務態度に問題のある社員に困っている」など、職場でのお困りごとはありませんか。ひとりで悩まず、専門家に相談してみませんか。

【日時・会場】

10月19日（日）10時～15時 いわみーる

10月26日（日）10時～15時 くにびきメッセ

【料 金】 無料

【相 談 員】 弁護士、労働組合役員、会社経営者など

【対 象】 労働者、事業主どちらの相談、パートやアルバイトについての相談も受け付けます。

【問 合 せ】 島根県労働委員会事務局 ☎0852-22-5450



公証週間について

10月1日～7日は「公証週間」です。

公正証書は、法務大臣から任命された法律の専門家である公証人が作成する公文書で、特別な効力があり、地域の皆様の暮らしの法的安心・安全の仕組みづくりに大きな役割を果たしています。

相談は無料、秘密は厳守します。

【受付時間】 8時30分～17時（土・日・祝祭日を除く）

【休日相談】 10月5日（日）10時～15時（要予約）

【問合せ先】 浜田公証役場 ☎0855-22-7281

困ったら 一人で悩まず 行政相談（行政相談のご案内）

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

総務省では、行政相談の利用を促進するため、9月から10月の2か月間を「行政相談月間」として、皆様に行政相談を広く知っていただくための取組を行っています。

また、総務省では、民間有識者（ボランティア）である行政相談委員を委嘱しています。

行政相談委員は、行政相談所を開設するなどして、住民の皆さんから国の行政などへの苦情や意見・要望等を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行っています。

吉賀町では、行政相談委員が、次のとおり行政相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にお越しください。

☆ 行政相談委員が10月に開設する行政相談所

日	時	場 所	行政相談委員
10月10日（金）	午前10時～正午	吉賀町福祉センター （吉賀町六日市580-4）	むらもと しずえ 村本 静江 たに みどり

～開設日は毎月の町民カレンダー及びお知らせ版に掲載しています～

【行政相談に関するお問い合わせは】

総務省島根行政監視行政相談センター（きくみみ島根）

行政監視行政相談課 電話：0852-21-3630



建設業の退職金なら
建退共
設 業 職 金 済 制 度

（独）勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2866

🔍 建退共

検索





◀詳しくはこちら

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

有利

- 掛金の一部を国が助成
- 掛金は全額非課税

安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

**中退共の
退職金制度なら**

**退
職
金**

社長の決断、
応援します。

しまね社会貢献基金制度のご案内

地域の未来を創る社会貢献活動を応援します！

概要

「しまね社会貢献基金」って…??

島根県では、県民や企業の皆さまからの寄附金を原資に「しまね社会貢献基金」を造成し、社会貢献活動を行う団体へ活動経費の助成を行っています

対象団体

利用可能な団体はこちら！

活動歴が一年以上など一定の条件を満たす **NPO 法人**、**市民活動団体**、**地域運営組織(RMO)**、**一般社団法人**、**一般財団法人**、**公益社団法人**、**公益財団法人**など
(※基金登録団体としての登録手続きが必要です)

支援事業

＼3つの事業があります／

(1) 団体活動支援事業

通年事業や団体運営に係る費用を集める手段として、団体への直接寄附、会費等と併用しての活用

(2) クラウドファンディング事業

特別な事業やイベント等を実施するため、その内容を PR しながら、追加で必要となる費用を集める手段として活用

(3) 寄附者設定テーマ事業

団体の活動年数が浅いなど、自力での資金調達が困難である団体の活動支援を想定

お問い合わせ

島根県 NPO 活動推進室 ☎0852-22-5096



県 HP▶



島根いきいき広場▶



住宅

県営住宅

【申込受付】 随時受付けています。

【募集団地】 溝上団地（六日市） 2DK、3DK 皆富団地（七日市） 3DK

【問合せ先】 島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 ☎0856-31-1530

町営住宅 【申込締切】 10月7日（火）17時まで

■公営住宅樋口団地（樋口475番地2）平成11年度建築 木造平屋建 3DK

【募集戸数】1戸（103号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅沢田団地（沢田153番地）平成30年度建築 木造平屋造 3LDK

【募集戸数】1戸（302号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅新横立団地（七日市856番地）平成7年度建築 木造2階建 3DK

【募集戸数】6戸（224号室・225号室・227号室・231号室・232号室・233号室）

【使用料】所得により決定

■公営住宅横立団地（七日市860番地1）令和4年度建築 木造2階建 3DK

【募集戸数】1戸（6号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅横立団地（七日市860番地1）令和5年度建築 木造平屋建 2LDK

【募集戸数】3戸（9号室・10号室・11号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅とびのこ山団地（柿木245番地）平成27年度建築 木造平屋建 2LDK

【募集戸数】1戸（202号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅 柳原第2団地（柿木128番地）平成22年度建築 木造2階建 3LDK

【募集戸数】1戸（107号室）【使用料】所得により決定

■公営住宅 柳原第2団地（柿木128番地）平成21年度建築 木造平屋建 2LDK

【募集戸数】1戸（114号室）【使用料】所得により決定

■特定優良賃貸住宅 白谷団地（白谷66番地）平成10年度建築 木造平屋建 3DK

【募集戸数】1戸（2号室）【使用料】月額45,000円

■定住促進住宅 若者樋口団地（樋口475番地2）平成14年度建築 木造平屋建 1DK

【募集戸数】2戸（303号室、304号室）【使用料】月額35,000円

【入居資格】入居時40歳以下

■定住促進住宅 溝上団地（六日市245番地1）昭和56年度建築 鉄筋コンクリート造 3DK

【募集戸数】3戸（121号室・134号室・211号室）【使用料】月額35,000円

■定住促進住宅 新宮団地（六日市300番地1）平成8年度建築 鉄筋コンクリート造 2DK

【募集戸数】2戸（2-3号室・2-4号室）【使用料】月額30,000円

【その他】単身者専用

■定住促進住宅 ユースパームむいかいち（六日市464番地8）平成6年度建築 鉄骨造2階建 1LDK

【募集戸数】1戸（115号室）【使用料】月額40,000円【その他】単身者専用

■住宅供給公社 福川本郷団地（福川464番地1）平成8年度建築 木質パネル構造 1LDK

【募集戸数】1戸（122号室）【使用料】月額20,000円【その他】単身者専用

いらなくなった 育児・子ども用品を募集します

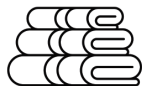
吉賀町子育て交流サロンでは11月2日に開催される「きん祭みん祭農業文化祭（六日市会場）」において
育児・子ども用品等のバザーを実施します。

つきましては、ご家庭で不要になった育児・子ども用品等がありましたら、ご提供いただきたいと思います。
みなさまのご協力をよろしくお願いします。

出品物例



新生児～サイズ120までの服



ベビー布団・毛布・タオル・バスタオル等



靴類・三輪車・絵本・ぬいぐるみ・おもちゃ等



出品募集期間

令和7年10月17日(金) まで

出品物搬入場所

吉賀町役場保健福祉課
柿木地域振興室
子育て交流サロン

ご提供にご協力
よろしくお願いします



問い合わせ先

吉賀町役場保健福祉課(0856-77-1165)
子育て交流サロン(080-2889-7889)

リサイクルフラザ工房

体験教室

2025年 10月 ～ 12月 予定

募集!

月 日 / 時 間	教 室 事 項	定員	工 房 作 品
10月 11日(土) 10月 18日(土) 10月 25日(土) (9:00 ～ 11:45)	ガラスフュージョン (ガラスの破片を使用してペンダント、ブローチ、置物など) 裂き織り、毛糸織り (古布、古毛糸を織り機を使ってテーブルセンターなど) いろいろなエコバック (傘布、カレンダーなど工房で用意しています)		
11月 8(土) 11月 15(土) 11月 22(土) (9:00 ～ 11:45)	 カレンダーエコバッグ 	1名 ～ 7名	 ガラスフュージョン
12月 13日(土) 12月 20日(土) 12月 27日(土) (9:00～ 11:45)	 裂き織り		 傘布リサイクル

お申込みお問い合わせは9月25日から承ります。※平日に視察、体験工房を希望される方は5名以上でお問い合わせください。



鹿足郡不燃物処理組合

〒699-5515

島根県鹿足郡吉賀町幸地 1319

TEL 77-1568 FAX 77-1601

♪ 小さなお子さんは上履き
をご持参ください。

2025 10 サッポロ にちはら

番組スケジュール

※編成の都合上、番組・内容が変更になる場合があります あらかじめご了承ください

月	火	水	木	金	土・日
6 時 ～ 体操の時間					
9	00 津和野夜神楽 出演 石見神楽保存会日原社中 演目 鍾道 8月16日収録 津和野町民センター	00 釣り天国!石見 15 探偵社ぶらり 30 いざ山城 45 気山沼めつけ	00 JAカップ 第42回島根県学童軟式 野球選手権大会 益田・鹿足地区予選 益田市と津和野町、吉賀町から7チームが出場し、軟戦を繰り広げた軟式野球大会の模様をお送りします	00 島根の魅力発見!ふるさと うん・いい物語 15 ネルソンス岸の出直し鯨光大使 30 なおちゃんの千鳥足!! 45 県立中央病院えにし	6 時～24 時 ニュース・サッポロ (1時間おき)
10	00 ニュース・サッポロ総集編 総集編終了後 #ヒラタライフ	00 手軽に一品 30 やすき歩楽里 00 釣りしんちゃん!	【第1試合】 益田七尾スボーッソ年団 高津野球スボーッソ年団 【第2試合】 吉田ワグソジュニア 津和野少年野球クラブ	00 第9回ノグアイ音楽祭 ～ノグアイとヤング	ニュース・サッポロ終了後 4日・5日 かのあし安全安心だより 津和野警察署員が鹿足郡内の安全安心に関する情報をお届けします 11日・12日 魅力解明!津和野城vol.6 津和野城の魅力について歴史をひも解きながら紹介 25日・26日 手話 de 話そう! 日常で使う簡単な手話を紹介
11	00 スズキのめいめいのキモチをのせてください 15 出雲弁もやま話 30 くわいだん・怪談 45 おべたわ!OOO大先生	00 第54回少年の主張鹿足郡大会 青少年の自主性や社会性、自己表現力を育む「少年の主張」の鹿足郡大会をお送りします 9月3日収録 日原中学校	【第3試合】 七日市スボーッソ年団 ウエスト益田ベスボールクラブ 【準決勝第1試合】 豊川スボーッソ年団 益田七尾スボーッソ年団 8月30日・31日収録 益田市市民球場	00 JAカップ 第42回島根県学童軟式 野球選手権大会 益田・鹿足地区予選 【準決勝第2試合】 津和野少年野球クラブ 七日市スボーッソ年団 【決勝】 8月31日収録 益田市市民球場	
12	00 出雲のほろ道 30 島大病院ちよと気になる健康講座 00 おくいずも新探訪～さらに「奥へ」 15 ひらたナビル山ちゃんど行く 30 CATV情報ネットしまね	00 日堀氏庭園名勝指定20周年記念 連続講演会 講師 武井弘一氏 (金沢大学教授) 演題 幕末の気候と堀家 9月6日収録 藩校蓬老館			
13					
14					
1 5 時 ～ 体操の時間					
17 時 ～ 9 時台からの番組をリピート放送					

第54回 少年の主張 鹿足郡大会 毎週火曜日 12:00～、20:00～ 鹿足郡内の各中学校から選ばれた9人の中学生が、 日野抱いている思いや考えを発表します	2025中国サッカーリーグ ベルガロツィいわみホームゲーム 3日 ベルガロツィいわみ VS 福山シティFC 10日 ベルガロツィいわみ VS FCバルイン下関 9:00～、17:00～ 石見ケーナルビジョン制作	2025秋季高校野球中国地区大会 島根県ケーナルテレビ協議会ネットワーク生中継 10月24日(金)～26日(日) 10:55～ 放送開始	LINE公式アカウント  番組情報などお届けします! ぜひ友達登録をお願いします!
JAカップ第42回島根県学童軟式野球 選手権大会 益田・鹿足地区予選 毎週水曜日 9:00～、17:00～ 毎週木曜日 12:00～、20:00～			